

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種（追加接種）

問保健センター ☎995-3381

追加接種（3回目接種）のワクチン

令和4年2月からの3回目接種では、1・2回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社製ワクチンまたは武田／モデルナ社製ワクチンを使用します。

詳しくは、接種券（クーポン券）に同封する「追加（3回目）接種に使用するワクチンについてのお知らせ」または市ホームページをご覧ください。

2回目接種完了日から3回目接種可能日までの間隔

3回目接種は、2回目接種完了日から原則8カ月以上あけて受けることとなっていますが、次の方は接種間隔が短縮されました。

①医療従事者などや入院患者、高齢者施設などの入所者・従事者など→6カ月に短縮。接種券（クーポン券）受理前に接種を希望する方は、保健センターまでご連絡ください。

②65歳以上の高齢者→令和4年2月以降、7カ月に短縮。接種券（クーポン券）は接種可能日前に発送。詳しくは、下表のとおりです。

| 2回目接種日                      | 3回目接種可能日                                              | 接種券発送日(予定) |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------|------------|
| 令和3年5月31日                   | 1月31日～                                                | 1月14日      |
| 令和3年6月1～30日                 | 2月1日～                                                 |            |
| 令和3年7月1日<br>）<br>令和3年7月14日  | 2月1日～<br>※2回目接種日の7カ月後の同日から<br>(例)2回目接種日が7月10日→2月10日以降 | 1月21日      |
| 令和3年7月15日<br>）<br>令和3年7月28日 | 2月15日～<br>※2回目接種日の7カ月後の同日から                           | 1月28日      |
| 令和3年7月29～31日                | 3月1日～                                                 | 2月以降順次     |
| 令和3年8月1日～                   | 3月1日～<br>※2回目接種日の7カ月後の同日から                            |            |

ご自身で予約することが難しい方へ

●予約代行窓口

次のとおり予約代行窓口を開設します。接種券（クーポン券）をお持ちのうえ、会場へお越しください。祝日は実施しません。

| 会 場      | 実施期間            | 実施日     | 受付時間                            |
|----------|-----------------|---------|---------------------------------|
| 保健センター   | ～3月31日          | 月曜日～金曜日 | 午前8時30分～午後5時15分                 |
| やしお生涯学習館 | 1月17日～3月30日     | 毎週月曜日   | 午前9時30分～11時30分<br>午後1時30分～4時30分 |
| 八條公民館    |                 | 毎週水曜日   |                                 |
| 駅前出張所    |                 | 毎週金曜日   |                                 |
| 八潮メセナ    | 1月18日(火)、20日(木) |         |                                 |

※1・2回目接種の予約代行も実施しています。

●予約申込はがき

予約代行窓口や市役所本庁舎などの公共施設に3回目接種の予約申込はがきを1月17日から設置します。必要事項をご記入のうえ、郵送または保健センター窓口へお持ちください。

接種状況（12月21日時点）

1・2回目接種通知発送数 約84,000人（12歳以上の方）  
1回目接種済みの方 約72,200人（約86パーセント）  
2回目接種済みの方 約71,200人（約85パーセント）

～引き続き感染防止対策を～

新型コロナウイルス感染症の新たな変異株（オミクロン株）の流行が懸念されています。引き続き「3密」をいずれも避け、マスクの正しい着用、手洗い・うがいなどの感染防止対策をお願いします。

問新型コロナウイルス対策課 ☎☎246

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援するため子育て世帯への臨時特別給付金として、先行給付金（5万円）とクーポン給付分（5万円）を合わせて、対象児童1人あたり10万円を現金で支給します。

問子育て支援課 ☎☎209

| 給付対象者<br>(令和2年中の所得が児童手当の<br>所得制限限度額以上の方を除く※) |             | 児童手当受給者(0～15歳)                   |                                                                                                                       | 児童手当受給者以外の方(16～18歳)                                                                                             |
|----------------------------------------------|-------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                              |             | ①令和3年9月分<br>児童手当受給者              | ②令和3年9月分<br>児童手当受給者(公務員)                                                                                              | ③16～18歳の児童を養育している方                                                                                              |
|                                              |             | 令和3年9月分の児童手当を受給している方             | 令和3年9月分の児童手当を受給している公務員の方                                                                                              | 平成15年4月2日から<br>平成18年4月1日までに出生した児童を養育している方(令和3年9月30日時点)                                                          |
| 給付額                                          |             | 児童1人あたり <b>10万円</b>              |                                                                                                                       |                                                                                                                 |
| 給付方法および<br>給付日                               | 申請が<br>不要な方 | 児童手当登録銀行口座など<br>へ令和3年12月23日振り込み済 | 八潮市に令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の申請をした方<br>↓<br>同申請で指定した口座に1月24日に振り込み                                                          | 八潮市で児童手当を受給していた方<br>↓<br>児童手当で指定していた口座に1月24日に振り込み                                                               |
|                                              | 申請が<br>必要な方 |                                  | 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金を申請していない方など<br>↓<br>3月23日(必着)までに、申請書(市ホームページなどで入手)に必要書類を添えて、窓口または郵送で子育て支援課へ<br>↓<br>申請月の翌月25日に振り込み | 過去に八潮市で児童手当を受給したことがない方など<br>↓<br>3月23日(必着)までに、申請書(市ホームページなどで入手)に必要書類を添えて、窓口または郵送で子育て支援課へ<br>↓<br>申請月の翌月25日に振り込み |

※所得制限限度額については、市ホームページをご覧ください。

【注意事項】

- ・令和4年3月31日までに出生した子は支給対象となります。八潮市で児童手当の申請手続きをした方は、本給付金の申請を新たにする必要はありません。
- ・申請が必要な方で、令和3年1月1日時点の住所が八潮市にない方は、令和3年1月1日時点の住所地で課税（非課税）証明書を取得のうえ、添付してください。
- ・②に該当し、申請が必要な方は、勤務先から令和3年9月分以降の児童手当が支払われていることがわかる書類を添付してください。